

## 社会教育主事講習単位修得認定細目

(令和8年5月8日一部改訂)

(令和2年6月5日 北海道立生涯学習推進センター所長決定)

標記講習における「社会教育主事講習規程」(昭和26年文部省令第12号)第7条の規定による単位修得の認定は、次の各号の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行うものとする。

1 受講者は、各科目、全ての講義・演習に出席すること。

ただし、北海道立生涯学習推進センター所長がやむを得ない事由があると認めた場合には欠席を認めるが、その場合においても5分の4以上の出席がなければならない。また、欠席事由書とそれを証明する書類を添付するなどして、届け出るものとする。添付する書類に虚偽があった場合は、その科目の履修は「無効」とする。

やむを得ない事由があると認めた欠席は、補講、その他の措置をもって出席時間数に代えることができる。

なお、補講その他の措置については、別途実施要項に定める。

2 20分を超えて遅刻・早退・途中退出した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなす。

なお、遅刻・早退・途中退出等した場合は、速やかに欠席事由書とそれを証明する書類を添付するなどして、届け出るものとする。

添付書類に虚偽があった場合は、その科目の履修は「無効」とする。

3 科目ごとに実施する試験や事前課題、または提出を求めた報告書について、すべて「合格」の評価を得ていること。

4 「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について」(平成30年2月28日付け文科生第736号)に基づき、北海道立生涯学習推進センターにおいては、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため原則として「生涯学習概論」、「社会教育経営論」、「生涯学習支援論」、「社会教育演習」の順で受講することとする。

5 講義・演習における受講環境が適切であると認められること。受講環境が適切でないと認められる事項については、別途実施要項に定めるものとする。

6 上記、1号から5号まで満たすことができなかつた場合は、後続の科目を受講することができず、その科目の履修は「無効」とする。

社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について

(令和8年5月8日一部改訂)

(令和2年6月5日 北海道立生涯学習推進センター所長決定)

社会教育主事講習単位修得認定細目(令和2年6月5日北海道立生涯学習推進センター所長決定)第1号における北海道立生涯学習推進センター所長が認めるやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 本人の病気または怪我のため出席できない場合
- 2 親族の看護や介護のため出席できない場合
- 3 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合。
- 4 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。  
なお、親族、日数の範囲は、人事委員会規則13-42第11条(特別休暇)の規定を準用する。
- 5 その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合については、別途実施要項に定めるものとする。

【やむを得ない事由による欠席を届ける場合の添付資料の例】

事由	添付資料
本人の病気または怪我	次のうち、病気や怪我で医療機関にかかったことを証明できる書面、いずれか1点 ・医療機関または調剤薬局(処方箋に基づき調剤されたもの)の領収書等の写し ・医師又は医療機関の通院したことが分かる証明書等の写し
親族の看護や介護	次のうち、親族の病気や介護が必要であることを証明する書面、いずれか1点 ・医療機関または調剤薬局(処方箋に基づき調剤されたもの)の領収書等の写し ・医師または医療機関の証明書等の写し
親族の死亡に係る葬儀、喪服、その他行事	死亡届の写しなど死亡や葬儀等があることを証明できる書面、いずれか1点 ・訃報を知らせる案内状等の写し ・葬儀や法要に関する案内状の写し
その他	・遅延証明書の写し ・事故証明書の写しなど

社会教育主事講習単位修得認定細目における「合格」の評価について

(令和3年5月31日一部改訂)

(令和2年6月5日 北海道立生涯学習推進センター所長決定)

社会教育主事講習単位修得認定細目(令和2年6月5日北海道立生涯学習推進センター所長決定)第2号における「合格」の評価とは、次の各号に掲げるものとする。

1 試験を実施する科目における「合格」の評価の基準

試験を実施する科目における合格の基準は、6割以上の得点とする。ただし、不合格となった受講者は、合格に相応する水準を満たすようセンター職員等が指導した報告書を提出することで合格とする。

2 試験を実施しない科目における「合格」の評価の基準

試験を実施しない科目における合格の基準は、グループワーク等の成果物を報告書とみなし、合格に相応する水準を満たすよう、センター職員等が指導することとする。